

令和2年5月27日

建設緑政局関係議案資料 (その5)

議案第99号

東京都が管理する道路を本市の区域に
設置することに関する協議について

建設緑政局

議案第 99 号

東京都が管理する道路を本市の区域に設置することに関する協議について

1 協議内容

(1) 目的

道路を供用するため

(2) 道路の名称

都道府中町田線

(3) 位置及び面積

ア 位置

川崎市麻生区黒川字西谷 3019 番の一部

川崎市麻生区黒川字西谷 1648 番の一部

川崎市麻生区黒川字西谷 1649 番の一部

イ 面積

591.68 平方メートル

(4) 経費の負担者

東京都

(5) その他

前各号のほか必要な事項は、川崎市長と東京都知事及び神奈川県知事が協議して定める。

2 根拠法令

地方自治法【抜粋】

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

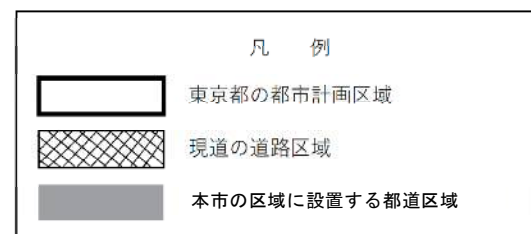
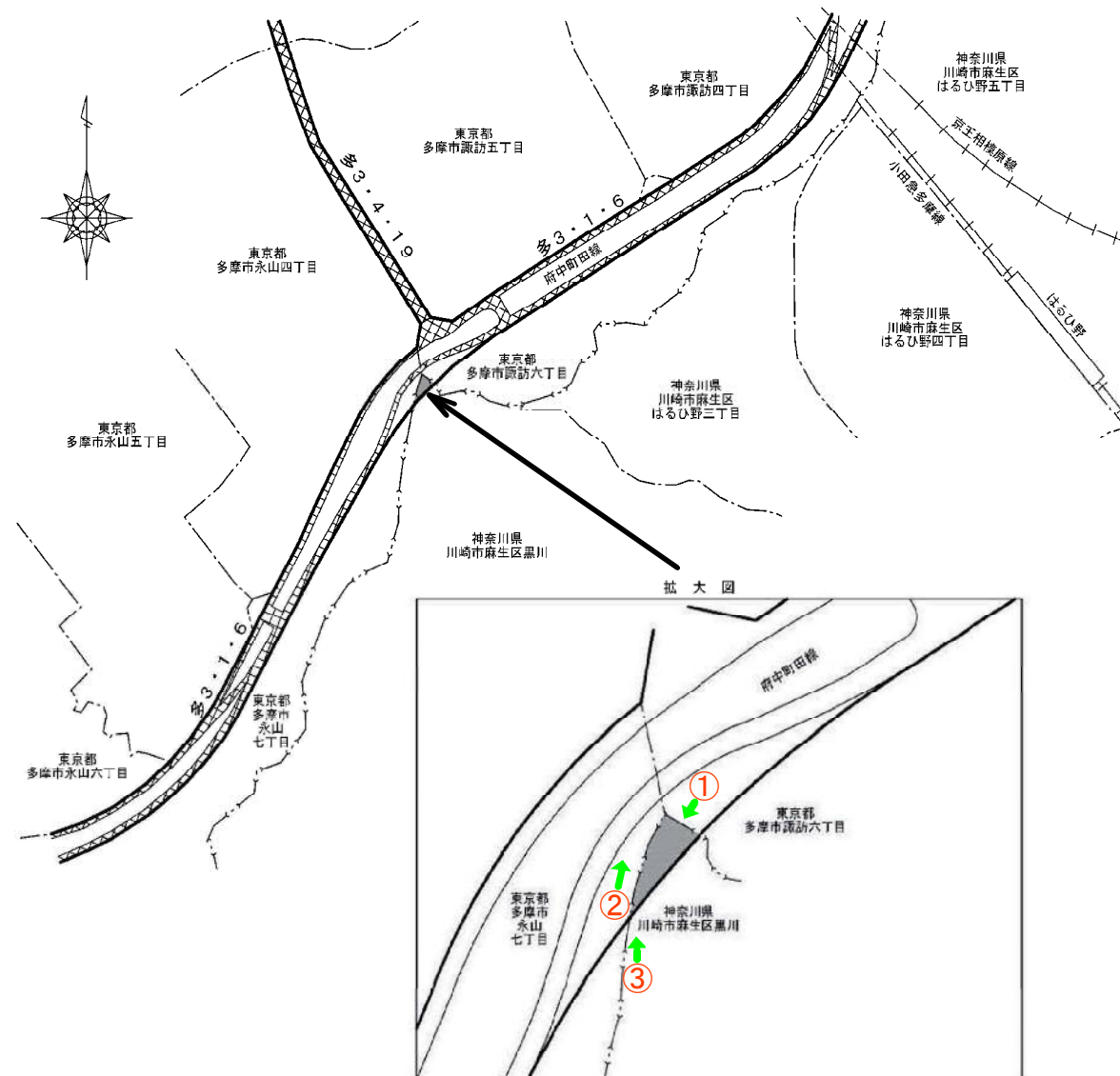
第 244 条の 3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前 2 項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

道水路台帳平面図

見取図（麻生区黒川地内）



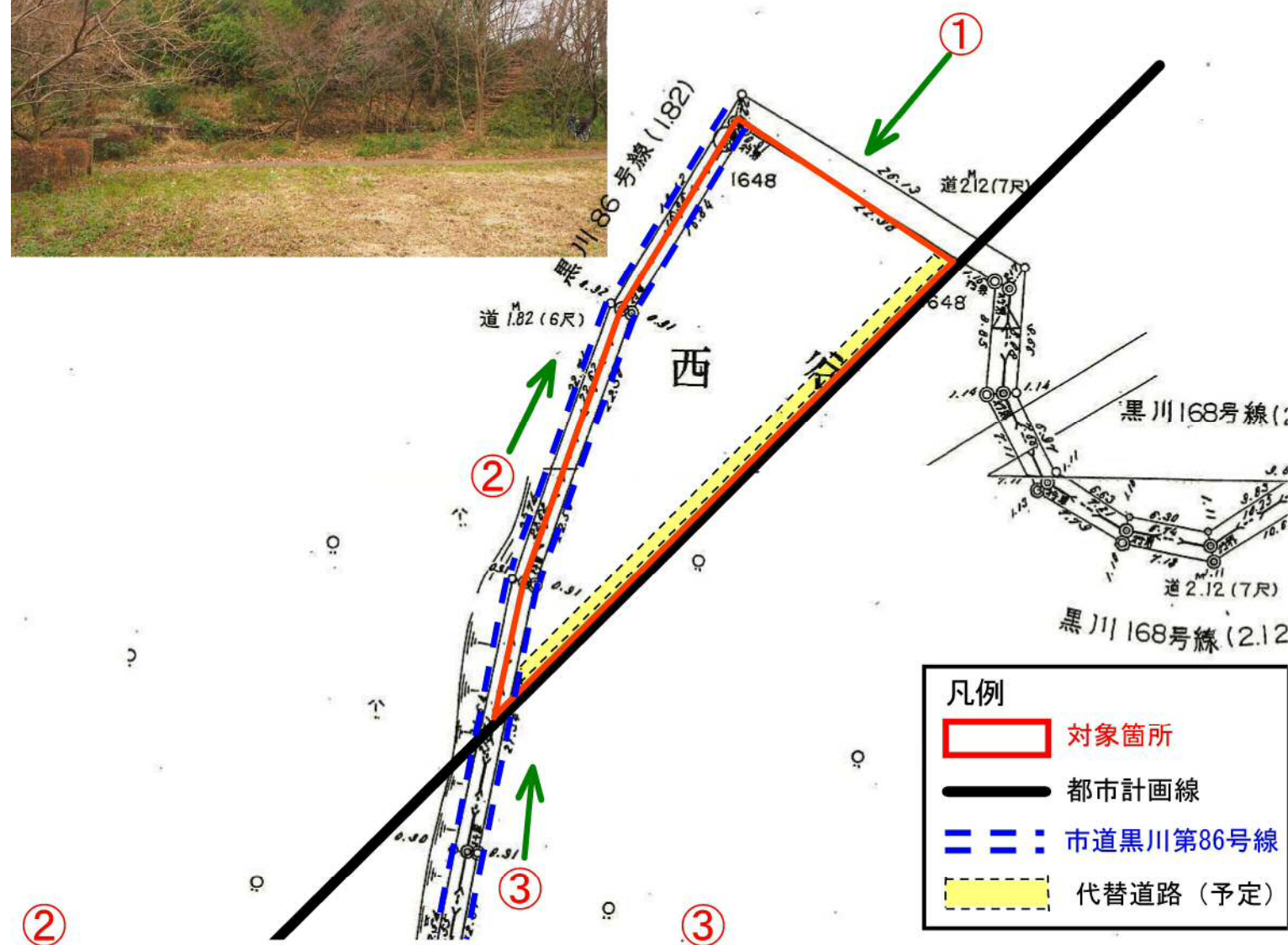
①



②



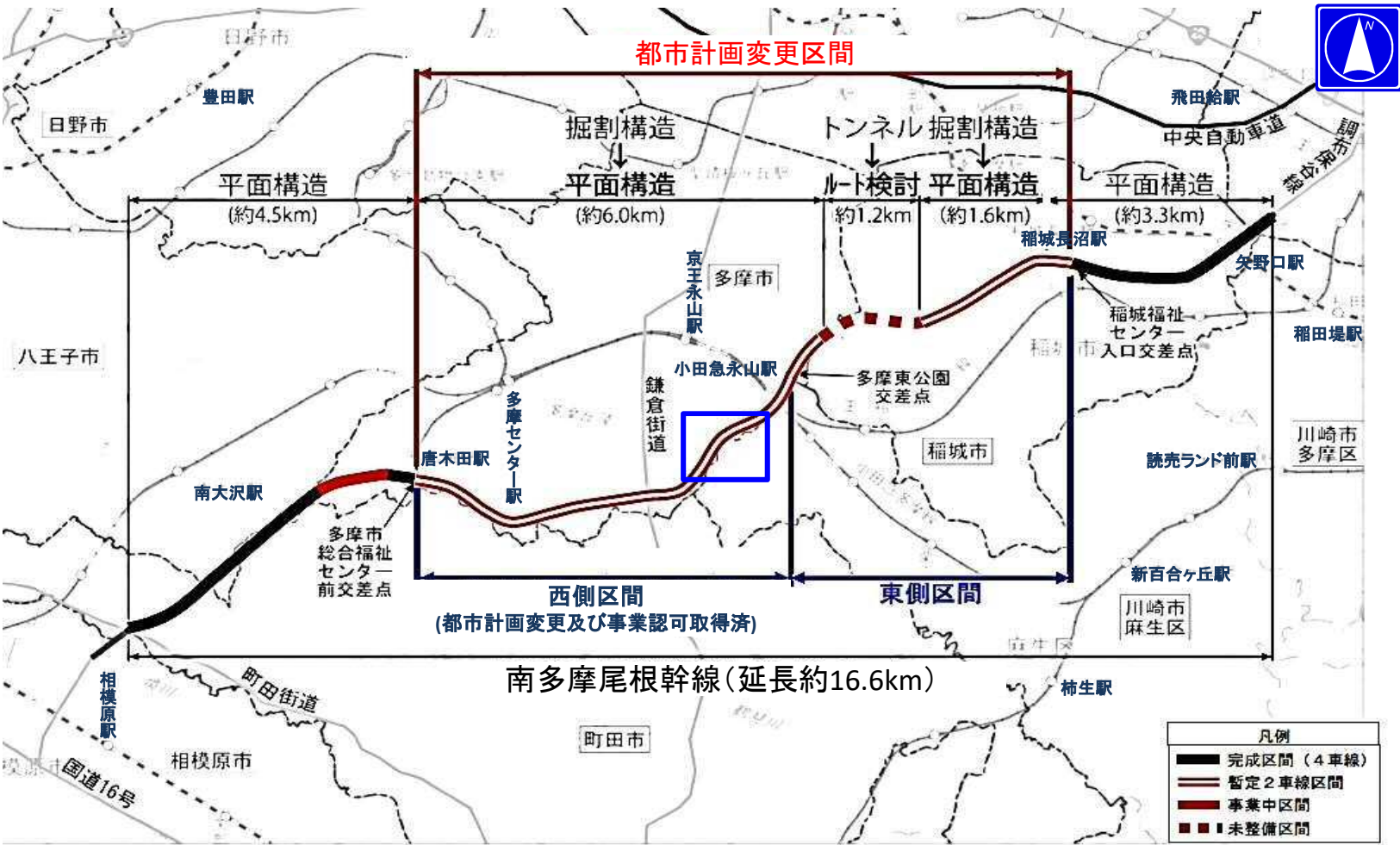
③



東京都が施行する事業の概要

位置図

(東京都建設局道路建設部道路橋梁課作成)



概要

東京都が本市の区域に設置する都道府中町田線については、「多摩都市計画道路3・1・6号 南多摩尾根幹線（以下、南多摩尾根幹線という。）」の一部区間として道路の拡幅整備を行っています。

南多摩尾根幹線は、調布市の多摩川原橋から稲城市、多摩市、八王子市を經由し、町田市の町田街道に接続する延長16.6kmの都市計画道路です。本路線は、多摩ニュータウンの開発に合わせて、昭和44年に都市計画決定されたのち、これまでに一部区間は4車線で整備されているものの、大半は暫定2車線であることから慢性的な渋滞が発生しており、生活道路に交通が流入するなど沿線の環境悪化を招いています。これらの課題を踏まえ、平成27年に全線4車線化とする旨の整備方針を策定しています。（※東京都「南多摩尾根幹線の整備方針」より抜粋）

・名称：多摩都市計画道路3・1・6号 南多摩尾根幹線
(都道府中町田線)

・区間：【起点】調布市多摩川3丁目(多摩川原橋)
【終点】町田市小山町(町田街道)

昭和44年5月 都市計画決定(本市区域内も含む都市計画区域の決定)
平成3年10月 都市計画変更(一部幅員、一部区域及び交差構造変更)
平成31年3月 都市計画変更(一部車線数の決定、一部構造形式変更等)
令和2年2月 事業認可取得

対象箇所周辺の状況



南多摩尾根幹線の西側より



今後の予定

令和2年6月 市議会での議決
(東京都、神奈川県議会での議決)
令和2年度 道路法手続(都道区域変更)
用地取得
工事着工
令和7年度 完成予定